<対策のポイント>

離島漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落における漁場の生産力向上のための取組及び漁業の再生に関する実践的な取組等を支援します。

<政策目標>

離島漁業者の漁業所得を維持(対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得:130万円以上「平成31年度まで」)

く事業の内容>

1. 離島漁業再生支援交付金

○ 離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域の うち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象 として、共同で漁業の再生等に取り組む漁業集落に対し、交付金を交付します。

2. 特定有人国境離島漁村支援交付金

○ 有人国境離島法において定められた特定有人国境離島地域において、新たな 漁業又は海業に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業拡大を行う者を漁 業集落が支援する場合に要する経費を支援するための交付金を交付します。

3. 離島漁業新規就業者特別対策交付金

○「浜の活力再生プラン」を策定する離島地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が**漁船等を当該集落において独立して3年未満の新規漁業就業者に最長3年間貸付を行う際のリース料を支援するための交付金を交付**します。



定額

漁業集落 又は漁協

(3の事業)

く事業イメージン

1. 離島漁業再生支援交付金

【交付対象活動】

- ①漁業の再生に関する話合い
- ②漁場の生産力向上のための取組 種苗放流、漁場の管理・改善、 産卵場・育成場の整備、漁場監視等
- ③漁業の再生に関する実践的な取組 新規漁業・養殖業への着業、 低・未利用資源の活用、高付加価値化、 販路拡大、海洋レジャーへの取組等



イカ産卵礁の整備



2. 特定有人国境離島漁村 支援交付金

【取組事例】

地域の水産物を利用した漁家レストランや直売所を新たに開設した場合に要する経費を支援します。



3. 離島漁業新規就業者特別 対策交付金

【支援内容】

漁船、漁労設備及び消耗品でない漁網・漁具を、新規就業者に貸付を行う際のリース料を支援します。

[お問い合わせ先] 水産庁防災漁村課(03-6744-2392)